

## 基準4 リーダーシップとガバナンス

### 4-A 理事長のリーダーシップ

#### 4-A-① 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

4-A-①-a 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

4-A-①-b 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
- ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
- ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

4-A-①-c 理事は法令に基づき適切に構成されている。

- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- ②理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
- ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

【現状】

#### 4-A-①-a ①

##### 学校法人四天王寺学園寄附行為第3条（目的）

「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従って、四天王寺開祖聖徳太子が讃仰された仏教の精神を礎として、学校教育を行い、我が国はもとより、国際社会に貢献する有為の人材の育成を目的とする。」

##### 学園訓

- 一、和を以て貴しとなす
- 一、四恩に報いよ  
四恩とは  
国の恩 父母の恩  
世間の恩 仏の恩なり
- 一、誠実を旨とせよ
- 一、礼儀を正しくせよ
- 一、健康を重んぜよ

##### 四天王寺大学短期大学部学則第2条（目的）

「本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、職業または実際生活において必要とされる能力を授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。」

学校法人四天王寺学園および四天王寺大学短期大学部設立のこれらの目的に基づき、学園の発展に常に尽力していると言える。

**4-A-①-a ②**

学校法人四天王寺学園寄附行為第11条（理事長の職務）に規定されているとおり、理事長は、学校法人四天王寺学園を代表し、その業務を総理している。

**4-A-①-a ③**

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事監査、理事会、評議員会を開催し、決算および事業の報告（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を行っている。

平成22年度決算および事業報告については、平成23年5月25日に監事監査、理事会、評議員会が行われた。

**4-A-①-b ①**

学校法人四天王寺学園寄附行為第16条（理事会）第2項に規定されているとおり、理事会は、学校法人四天王寺学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

**4-A-①-b ②**

学校法人四天王寺学園寄附行為第16条（理事会）第3項に規定されているとおり、理事会は、理事長が招集し、議長となっている。

**4-A-①-b ③**

理事会を主宰する理事長は、自己点検・自己評価委員会の委員長であり、率先して自己点検・評価を推進するとともに、自己点検・評価に基づいた第三者評価実施の責務を果たしている。平成20年度には短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」の評価を受けた。

**4-A-①-b ④**

理事会には、学園に所属する大学院、大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校から随時、必要な事項が議案として発議され、情報は伝達されている。また、学園運営、短期大学運営に関わる学外の情報についても、各校から伝達されており、情報の収集は出来ている。

**4-A-①-b ⑤**

私立学校法第36条（理事会）等に基づき、学校法人四天王寺学園寄附行為第16条（理事会）等を規定し、法令および寄附行為に則った短期大学運営に努めている。

**4-A-①-b ⑥**

平成17年4月改正の私立学校法第47条（財産目録等の備付け及び閲覧）第2項で定められた財務諸表（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書）の公表については、本学のホームページで常時公表している。

**4-A-①-b ⑦**

学校法人四天王寺学園寄附行為、四天王寺大学短期大学部学則をはじめとする学校法人および短期大学運営に必要な諸規程を整備するとともに、規程集を学内ホームページに掲載（学則と一部の関連規程はホームページにも掲載）し、広く周知を図っている。

過去3ヶ年の理事会開催状況は次のとおりであり、学園の意思決定機関として機能している。

理事会開催状況（平成20年度～平成22年度）

開催年月日	議事内容	出席理事数 (定数9)	出席監事数 (定数2)
平成20年度			
H20. 4. 21	四天王寺学園の経理規程改正および関連規程の制定について、名誉教授称号授与について(大・短)、他	8 (1)	0 (2)
H20. 5. 8	人事について(天高中)	8	0
H20. 5. 26	平成19年度四天王寺学園事業報告および決算承認の件、校地変更届および校舎変更届の受理について(天高中)、他	9 (1)	1
H20. 6. 20	学則の一部改正について(大・短)、四天王寺学園監事の辞任に伴う後任監事選任について、他	9 (2)	0 (2)
H20. 6. 27	人事について(天高中)	6	1
H20. 7. 22	学則の一部改正について(大・短)、「教育職員研修規程」に基づく海外研修の申請について(院・大・短)、他	9 (2)	0 (2)
H20. 9. 3	四天王寺学園の基本財産の処分について	8 (1)	1 (1)
H20. 9. 22	学則の一部改正について(大・短)、丸善キャンパスショップ(am/pm)の開設について(院・大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H20.10.21	寄附行為の一部変更について、平成20年度第1回補正予算について、他	8 (1)	2
H20.12.25	四天王寺学園小学校、四天王寺大学藤井寺駅前キャンパスについて、他	9 (1)	1 (1)
H21. 1. 21	寄附行為の一部変更について、学則の一部変更について(短)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 2. 20	平成21年度学校法人四天王寺学園役員報酬について、学則の一部改正について(院・大)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 3. 25	四天王寺大学ハワイ研修所の売却について、名誉教授称号授与について(大・短)、他	9 (1)	1 (1)
平成21年度			
H21. 4. 27	学則の一部変更について(短)、平成21年度入学状況および平成20年度就職状況について(大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H21. 5. 25	四天王寺学園理事・監事の任期満了に伴う後任理事選任並びに後任監事選任について、他	9 (1)	1 (1)
H21. 7. 25	学則の一部変更について(平成21年度)(短)、学則の一部変更について(平成22年度)(大・短)、他	9 (1)	2
H21. 9. 25	「四天王寺大学サテライトオフィスなんば」の開設について、他	9 (1)	1 (1)
H21.10.26	平成21年度第1回補正予算について、保健科および英語科の学科廃止について(短)、他	9 (1)	1 (1)
H21.11.27	「出版助成に関する規程」に基づく助成の申請および決定について(院・大・短)、他	8 (1)	1 (1)
H22. 2. 25	平成22年度学校法人四天王寺学園役員報酬について、学則の一部変更について(院・大・短)、他	9 (1)	1 (1)
H22. 3. 25	平成22年度四天王寺学園事業計画並びに予算について、音楽棟建設について他(大・短)、他	9 (1)	2
平成22年度			
H22. 4. 23	学則の一部変更について(大・短)	9 (1)	2
H22. 5. 7	音楽棟新築工事請負業者の決定について(大・短)	9 (1)	0

H22. 5. 25	平成 21 年度事業報告及び決算承認の件	9 (1)	1
H22. 6. 25	学則の一部改正について(院・大)、国の就学支援金及び大阪府の授業補助金制度の施行に係る関連規程の制定及び改正について、育児・介護休業規程の改正に伴う労使協定について	9 (1)	2
H22. 7. 26	男女雇用機会均等法における母性健康管理による就業規則の変更について(院・大・短)、育児・介護休業規程の改正について(院・大・短)、教育職員研修について(短)、他	8 (1)	1
H22. 9. 25	学則の一部変更について(大・短)、私費外国人留学生学費減免規程の変更について(大・短)、男女雇用機会均等法の改正に伴う規程の改正及び制定について	9 (1)	2
H22. 10. 25	平成 22 年度第 1 回補正予算案について、学費減免規程の一部改正について(院)、他	9 (1)	1
H22. 11. 26	任期付教育任用規程の施行について(院・大・短)	9 (1)	2
H22. 12. 25	「出版助成に関する規程」に基づく助成の申請及び決定について(院・大・短)	9 (1)	2
H23. 2. 25	平成 23 年度四天王寺学園役員報酬について、学則の一部変更について(院・大・短)、他	8 (2)	1 (1)
H23. 3. 25	平成 23 年度四天王寺学園事業計画並びに予算について、四天王寺学園の給与改正及び労基法改正に伴う給与規程及び就業規則、期限付就業規則の改正について、他	9 (2)	2

(出席理事数のカッコ内の数字は書面表決状提出による内出席数)

(出席監事数のカッコ内の数字は欠席監事の意見書提出数)

#### 4-A-①-c ①

a-①に記載の、建学の精神、すなわち「聖徳太子の仏教精神」を体得、あるいは賛同する豊かな学識および見識を有する者が理事となっている。

学校法人四天王寺学園寄附行為第 6 条（理事の選任）において、理事は次のとおり定められている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宗教法人四天王寺代表役員</li> <li>(2) 宗教法人四天王寺責任役員のうちから、宗教法人四天王寺総務会において選任された者（2 人または 3 人）</li> <li>(3) 四天王寺大学大学院学長、四天王寺大学学長、四天王寺大学短期大学部学長、四天王寺高等学校長、四天王寺羽曳丘高等学校長、四天王寺中学校長、四天王寺羽曳丘中学校長または四天王寺学園小学校長のうちから理事会において選任された者（1 人または 2 人）</li> <li>(4) 宗教法人四天王寺信徒総代のうちから互選された者（1 人または 2 人）</li> <li>(5) 評議員のうちから評議員会において選任された者（1 人）</li> <li>(6) 学識経験者のうちから理事会において選任された者（2 人）</li> </ul> |
|--|

#### 4-A-①-c ②

私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に従い、c-①に記載のとおり、学校法人四天王寺学園寄附行為第 6 条（理事の選任）を定め、寄附行為に則った適切な理事の選任を行っている。資料【4-A-2 備付】（現在の理事・監事・評議員名簿）参照。

#### 4-A-①-c ③

学校法人四天王寺学園寄附行為第 10 条（役員解任及び退任）第 2 項第 3 号において、「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と明記し、準用している。

【課題】

理事長の学園全体にわたるリーダーシップのもと、理事会は寄附行為に基づき学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

【4-A. 要約】

法人の最高意思決定機関である理事会を主宰し、学校法人四天王寺学園を代表する理事長は、理事会をはじめ、学内の研究科委員会、教授会、学部長学科長会、教学会、課長会議等の諸会議に毎回出席して、各部局から教学に関する事項を含め、本学の全般にわたる現状報告を受けるとともに、随時、各部局に対し学園の方針に基づいた指示を与え、指揮することによって、学園の運営全般にわたり適切なリーダーシップを発揮している。

平成21年度の四天王寺学園小学校開設による本学園の総合学園化や、本学および併設大学の学部学科改編事業など、学園全体としての将来ビジョンを見据えた構造改革に理事長のリーダーシップが顕著に現れているといえる。

また、宗教法人四天王寺が運営する社会福祉法人四天王寺福祉事業団の理事長も兼務し、四天王寺の中核事業である「教育」と「福祉」との相互連携という視点を常に持ち合わせている。

本学運営においても、日常における重要事項は本学の「稟議規程」および「稟議手続に関する細則」等の規程に基づき、事務局長、学長を経て、理事長が最終的な決裁を行う流れになっており、本学の管理運営の細部に至るまで理事長が関与し、適切なリーダーシップを発揮している。

【4-A. 改善計画】

今後も、学校法人四天王寺学園および四天王寺大学短期大学部の建学の精神、すなわち「聖徳太子の仏教精神」とそれに基づく教育理念・目的のもと、学園の発展に尽くす。

【4-A-1備付】理事長の履歴書

【4-A-2備付】現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）

【4-A-3備付】理事会議事録（過去3年）

【4-A-4提出】寄附行為

【4-A-5提出】諸規程集

＜組織・総務関係＞

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱い（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDIに関する規程、図書館規程、各種委員会規程

＜人事・給与関係＞

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準

＜財務関係＞

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程

＜教学関係＞

学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取り扱い規程、公的研究費補助金取り扱いに関する規程、公的研究費補助金の不正取り扱い防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDIに関する規程

#### 4-B 学長のリーダーシップ

4-B-① 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

4-B-①-a 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

4-B-①-b 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。

③教授会の議事録を整備している。

④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

#### 【現状】

##### 4-B-①-a ①

四天王寺大学短期大学部学長の主な経歴は次のとおりであり、本学の学長として相応しいと考える。（平成23年5月1日現在）

四天王寺大学短期大学部

学長 碓井 岑 夫

（略 歴）

昭和39年 3月	東京大学教育学部卒業
昭和41年 3月	東京大学大学院教育学研究科修士課程修了
昭和44年 4月	東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得後退学
昭和44年 5月	東京都立大学人文学部助手 [昭和47年3月まで]
昭和47年 4月	東京大学教育学部助手 [昭和50年3月まで]
昭和50年 4月	鹿児島大学教育学部助教授 [昭和57年3月まで]
昭和57年 4月	鹿児島大学教育学部教授 [昭和59年3月まで]
昭和59年 4月	和歌山大学教育学部教授 [平成15年3月まで]
平成 9年 4月	和歌山大学教育学部長 [2年間]
平成13年 4月	和歌山大学教育学部附属教育実践センター長 [2年間]
平成15年 4月	四天王寺国際仏教大学（現 四天王寺大学）人文社会学部教授 [平成20年3月まで]
平成20年 4月	四天王寺大学学長兼教育学部長・四天王寺大学短期大学部学長
平成22年 4月	四天王寺大学学長・四天王寺大学短期大学部学長 [現在に至る]

4-B-①-a ②

学長主導のもと、従来の「初年次教育推進部会」を発展的に解消し、平成21年4月、新たに「教育改革本部」を設置した。この「教育改革本部」において、高大連携、初年次教育、共通教養教育、専門基礎教育、キャリア教育、宗教教育等の中期計画を検討してきた。

特にキャリア教育に関連して、平成22年4月から「教職支援センター」を新たに開設した。本学の併設大学は教育学部を擁しており事実上の看板学部となっているが、初等教育の教員養成機関として多くの実績と伝統を有している。「教職支援センター」を設置することにより、教育学部の学生のみならず、人文社会学部などの他学部や本学保育科の教職（幼稚園教諭）志望者へのサポートを強化していくことも可能となった。また、教育職に現在就いている多くの卒業生のネットワーク作りにもつなげていくことが検討されている。

なお、教育改革本部会議は平成22年4月から「教育開発推進本部会議」へ改組され、大学改革計画やカリキュラムの検討・策定、FD活動推進などについて検討する学長の諮問的な機関となっている。

4-B-①-a ③

学長選考規程等については、選考の規程ではないが「名誉学長および学長の任免ならびに職務権限に関する規程」を整備し、学長は規程に則り理事会から適切に任命されている。（同規程第4条第1項）学長の任期は2年であるが1回に限り期限を付して再任することができる。（同第2項）

4-B-①-b ①

学長は教授会を招集し、その議長となるが、学長は理事長とともに教育・研究などの教学に関する重要事項についてすべての専任教育職員に対して説明や報告を行い、その審議を図っている。

また、教授会の審議事項は、b-②に記載のとおり、「四天王寺大学短期大学部学則」第52条に規定されている。

教授会の構成メンバーは次のとおりである。（平成22年度）

学長、教務部長、教務副部長（2名）、学生支援センター長、学生支援副センター長（2名）、キャリアセンター長、キャリア副センター長（2名）、入試・広報部長、入試・広報副部長、エクステンションセンター長、図書館長、短期大学部全専任教育職員

教授会の平成22年度開催状況は次のとおりである。

教授会開催状況（平成22年度）

開催年月日	主な議題	出席状況 (定数36)
H22. 4. 15	学則変更について(平成22年度)、教育開発推進本部規程について、教職支援委員会規程について、教育職員の資格について、他	出席 34名 欠席 2名
H22. 6. 17	FD 専門部会について、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の変更について、他	出席 30名 欠席 6名
H22. 7. 29	教育職員の資格について、他	出席 30名 欠席 6名

H22. 9. 9	平成 22 年度夏学期卒業判定について、学則の一部変更について、諸規程の一部変更について、教育職員の資格について、他	出席 25 名 欠席 9 名
H22. 9. 28	A0 入学試験(オープンキャンパス参加型)判定について、A0 入学試験(自己推薦型)判定について、教育職員の資格について、他	出席 33 名 欠席 3 名
H22. 10. 13	自校推薦入学試験判定について、指定校制推薦入学試験判定について、推薦特技入学試験資格型判定について、図書館利用規程の一部変更について、教育職員の資格について、他	出席 28 名 欠席 8 名
H22. 10. 28	公募制推薦入学試験(短大基礎)判定について、教育職員の資格について、他	出席 33 名 欠席 3 名
H22. 11. 9	A0 入学試験(短大自己推薦型Ⅱ期)判定について、他	出席 27 名 欠席 9 名
H22. 11. 15	学長表彰特別賞について、他	出席 30 名 欠席 6 名
H22. 12. 24	教育職員の資格について、他	出席 33 名 欠席 3 名
H23. 2. 4	一般入学試験(短大一般)判定について、学長表彰「成績優秀者」について、教育職員の資格について	出席 32 名 欠席 4 名
H23. 2. 18	社会人入学試験判定について、学則の一部変更について、諸規程・細則の一部変更について、規程について、教育職員の資格について、他	出席 32 名 欠席 4 名
H23. 2. 25	一般入学試験センター試験利用入試(I 期)判定について	出席 27 名 欠席 9 名
H23. 3. 4	卒業判定について	出席 32 名 欠席 4 名
H23. 3. 19	A0 入学試験(短大自己推薦型Ⅲ期)判定について、短大の学科等改編について(平成 24 年度)、短大学則の一部改正について(平成 24 年度)、教育職員の資格について	出席 30 名 欠席 6 名

4-B-①-b ②

次のとおり、四天王寺大学短期大学部学則において教授会について規定し、学則に則って教授会を開催し運営している。

<p><b>四天王寺大学短期大学部学則 第9章 教授会</b> (構成) 第50条 本学に教授会を置く。 2 教授会は専任の教授、准教授および講師をもって組織する。 3 理事、事務局長、および学長の指名する者は必要に応じ教授会に出席する。</p> <p>(開催) 第51条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>(審議事項) 第52条 教授会は本学の建学の精神にのっとり、次の事項を審議する。 (1) 教育課程に関する事項 (2) 教員の資格審査等に関する事項 (3) 学生の入学、休学、退学その他修学に関する事項および卒業の認定に関する事項 (4) 学生の厚生補導に関する事項 (5) 学生の賞罰に関する事項 (6) その他学長の諮問事項</p>
---

また、平成 23 年 4 月から「短期大学部教授会規程」を施行し、次の事項等を新たに規定した。

<p><b>短期大学部教授会規程</b> (議事) 第 5 条 教授会は構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。 2 議事は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 3 議長は議事に先立ち、出席構成員の中より議事録の署名人 2 名を指名する。</p>
---

**(委任)**

- 第6条 教授会をやむを得ず欠席する者は議長に審議および議決権を委任することができる。
- 2 欠席により審議および議決権を委任する場合は教授会の前日までに委任状を議長へ提出するものとする。提出方法は、署名および捺印した委任状を提出するか、送信元が本人であることが明らかにされている電子メールによる提出に限る。
  - 3 前項の規定により委任状を提出した者は第5条第1項および第2項に定める出席構成員数に含めるものとする。

また、同規程第2条第4項において、短期大学部教授会は「必要に応じて大学教授会及び大学院研究科委員会と合同で開催することができる。」と規定しているように、年2回(9月、3月)に開催する合同研修会の開催時に短期大学部教授会、大学教授会、大学院研究科委員会を必要に応じて合同で開催する場合がある。

**4-B-①-b ③**

資料【4-B-2 備付】(教授会議事録(過去3年))のとおり、教授会の議事録を適切に整備している。

**4-B-①-b ④**

**1 学習成果 (Learning Outcomes)**

学習成果については、「単位の修得および試験に関する規程」のほか、「シラバス」に授業の概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法が記載されており、これらに基づき教授会においても関連事項が審議されている。

特に、成績優秀な学生に対しては、学長表彰「成績特別優秀賞」が審議される。

**2 学位授与の方針 (ディプロマポリシー)**

学位授与については、「学則第15条(卒業の要件)」「学則第24条(卒業)」「卒業に関する規程」「学位規程」「単位の修得および試験に関する規程」等に基づき、卒業判定の審議がなされている。

**3 教育課程編成・実施方針 (カリキュラムポリシー)**

教育課程編成・実施については、「学則第13条(授業科目)」「学則第14条(授業科目の編成等)」「学則別表第1(授業科目の編成・単位数)」等に基づき、学則変更を要する場合等には教育課程編成について審議されている。

**4 入学者受入れの方針 (アドミッションポリシー)**

学科・専攻ごとにアドミッションポリシーを定め、これらの方針は教育職員全員が認識している。教授会では、このアドミッションポリシーに基づき、入学試験判定の審議が行われている。

アドミッションポリシーは、ホームページでも公表しており、入学希望者にも広く周知されていると考える。

**4-B-①-b ⑤**

平成22年度における教育上の主な委員会およびその状況は、次のとおりである。

(開催状況欄の回数は平成22年度の開催回数)

**(1) 教務委員会**

根拠規程	教務委員会規程
主な業務	教務に関する事項の実施、運営および調整を適正に行う
委員	教務部長、教務副部長、大学院研究科長、学部長、学科・専攻の学科長およびコース主任
開催状況	6回 (6/3、6/17、9/9、10/13、11/15、2/4) 学則変更について、平成24年改組案について、他

**(2) 人事委員会**

根拠規程	人事委員会規程
主な業務	教育職員の任用、昇任資格審査
委員	学長、副学長、部長、センター長、副部長、副センター長、学部長、研究科長（大学院）、学科長（大学）、学科長（短期大学部）、理事および事務局長、その他学長が指定する者
開催状況	13回 (7/22、7/29、9/9、9/28、10/13、10/28、11/15、12/2、12/24、2/4、2/18、3/14、3/19) 学部長学科長会開催時、教育職員資格審査

**(3) キャリア委員会**

根拠規程	キャリア委員会規程
主な業務	学生の進路に関する事項を協議し、就職、進学等の活動を支援する
委員	キャリアセンター長、キャリア副センター長、学長が指名する各学科より1名の教育職員、就職課長、その他必要に応じて学長が指名する者
開催状況	7回 (4/22、5/27、6/24、9/9、11/11、1/13、2/24) 保護者就職セミナー、企業訪問、企業セミナー、就職状況、対策講座等について

**(4) 宗教委員会**

根拠規程	なし
主な業務	礼拝時における学生指導
委員	教育職員の互選により短期大学部および大学の各学科から選出された者
開催状況	1回 (6/10) 平成22年度の礼拝出席状況の現状、3回以上の欠席者に対する対応策について

**(5) 厚生補導委員会**

根拠規程	厚生補導委員会規程、厚生補導規則
主な業務	学生の厚生補導に関する重要事項を協議する
委員	学生支援センター長、副センター長、学生支援課長、教務課長、就職課長、特に学長より指名された者
開催状況	3回 (6/3、9/30、3/14) たばこの受動喫煙防止の推進について、病気・障がい等の理由により、通常の形態での授業参加が困難な学生への授業支援について

**(6) 図書委員会**

根拠規程	図書委員会規程
主な業務	図書館の予算、図書など資料の選定収集に関すること、その他図書館運営上の重要事項を審議する
委員	図書館長、図書館副館長、図書委員（各学科（大学院も含む）において、教育職員の互選によって1名選任される）、その他必要あるときは図書館事務職員
開催状況	1回 (6/10) 各課予算について、電子書籍の現状についての報告

**(7) ファカルティ・ディベロップメント委員会**

根拠規程	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
主な業務	研究、教育、ならびにその環境の質的向上を図る
委員	教務部長、教務副部長、教務部長から指名された専任教育職員、その他必要に応じて学長が任命する委員
開催状況	3回(7/8、11/25、2/4) 「大学基礎演習のアンケート」について、「授業公開・参観のまとめ」について、「授業規律案検討」について

**(8) 自己点検・自己評価委員会**

根拠規程	自己点検・自己評価委員会規程
主な業務	自己点検評価活動の推進およびこれに基づく認証評価への対応
委員	(委員長) 常務理事 (教学推進委員長) 学長 (管理推進委員長) 事務局長 (教学推進委員) 各部長・副部長等 (管理推進委員) 各課長等 (委員会事務局) 総務課総務係
開催状況	1回(12/13) 平成23年度自己点検・評価の開始について

**(9) 人権・同和教育推進委員会**

根拠規程	人権・同和教育の基本方針、人権・同和教育推進の具体的施策
主な業務	人権啓発活動の推進
委員	(委員長) 理事長、(大学委員) 各学部学科から1名選出、(短期大学部委員) 各学科から1名選出、(事務局委員) 事務局長、各課長・課長代理[人権同和担当者含む]
開催状況	1回(5/20) 平成22年度人権・同和教育推進委員会の事業計画について

**(10) ハラスメント(防止・対策・調査・再調査・調停)委員会**

根拠規程	ハラスメントの防止等に関する規程 ハラスメントの解決ならびに各種委員会等に関する細則
主な業務	ハラスメントの防止ならびに排除、ハラスメントに関する問題が発生した場合の適切な対応
委員	学長、事務局長、教務部長または教務副部長、学生支援センター長または学生支援副センター長、総務課長、教務課長、学生支援課長、人事課長 ※ハラスメント防止委員会の場合
開催状況	なし

**(11) 危機管理委員会**

根拠規程	危機管理マニュアル
主な業務	緊急事態が発生し、重大かつ社会的影響度が大きいことが予想される場合、危機管理委員会を設置し、緊急の対応措置をとる
委員	常務理事、学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、事務局次長、当該課長、常務理事が必要と認める職員
開催状況	1回(12/15) 鞆の盗難に伴う、USBメモリーの紛失について協議

**(12) 個人情報保護委員会**

根拠規程	個人情報の保護に関する規程、個人情報保護委員会規程
主な業務	個人情報の取扱いに関し、管理者に助言、指導又は勧告する責務を追究
委員	学長、教務部長、学生支援センター長、キャリアセンター長、入試・広報部長、図書館副館長、事務局長、委員長より委嘱される者若干名
開催状況	なし

**(13) 国際交流委員会**

根拠規程	国際交流委員会規程
主な業務	学生の留学等送り出し、外国人学生の受け入れ、その他国際交流に関すること
委員	学生支援センター長、学生支援副センター長、学生支援課長、学生支援センター長が必要と認める場合、留学等を希望する学生の当該学科長、留学の受け入れに係る学科長、および国際交流に高い見識を有する教育職員
開催状況	なし

**(14) 学生寮管理運営委員会**

根拠規程	学生寮管理規程
主な業務	寮運営に関する重要事項を審議する
委員	学長、事務局長、学生支援センター長、学生支援副センター長、学生支援課長、その他学長の委嘱した者
開催状況	1回(4/15) 寮生活における注意事項(健康上の留意、防犯、喧騒等)、寮家主挨拶および寮生相互の親睦について

**(15) 奨学金支給選考委員会**

根拠規程	奨学金規程
主な業務	奨学金の支給または不支給を決定し、その旨を申請者に通知する
委員	学長、学長が任命した選考委員若干名
開催状況	5回(5/13、6/10、6/24、8/26、11/9) 緊急応急奨学金選考について、学内奨学金選考について

**(16) 海外留学奨学金支給選考委員会**

根拠規程	海外留学・海外語学研修奨学金規程 海外留学・海外語学研修奨学金規程細則
主な業務	申請者への海外留学奨学金または海外語学研修奨学金支給の可否についての審査、および留学奨学金支給期間延長の可否についての審査
委員	教務部長、学生支援センター長、学生支援課長、その他学生支援センター長が必要と認める教職員
開催状況	3回(7/2、12/10、12/18) 冬学期留学・夏期研修奨学金選考について、平成22年度留学奨学金選考について、春期研修留学奨学金選考について

**(17) 入試・広報委員会**

根拠規程	入試・広報委員会規程
主な業務	入学試験制度および入学試験・広報に関する業務の企画、運営
委員	入試・広報部長、入試・広報副部長、学科長、入試・広報委員(学科長が学科・専攻所属の教育職員と協議の上、各学科内で人選し、学長が任命する)、入試・広報課長
開催状況	11回(4/21、5/20、6/23、7/29、9/30、10/21、11/18、12/16、1/20、2/17、3/13) 平成22年度入試結果、平成23年度AO入試・推薦入試・一般入試状況、オープンキャンパス、高校訪問、大学案内製作、平成24年度入試制度について、他

**(18) 教員養成カリキュラム委員会**

根拠規程	教員養成カリキュラム委員会規程
主な業務	教職課程の運営とその教育の質的向上を図る
委員	教務部長、教務副部長、大学院研究科長、学部長、学科・専攻の学科長およびコース主任、教科に関する科目および教職に関する科目を担当する本学の専任教員のうち委員長が必要と認めた者、教務課長、その他委員長が必要と認めた者
開催状況	1回(6/16) 「教職実践演習」履修カルテの入力方法と学生への周知等について、課程認定申請許

	可の報告等
--	-------

**(19) 教員免許更新講習会実施委員会**

根拠規程	教員免許更新講習会実施委員会規程
主な業務	教育職員免許更新制による講習会の実施
委員	エクステンションセンター長、教務部長、教務副部長、教職に関する科目を担当する本学の専任教員、エクステンション課長、教務課長、その他委員長が必要と認めた者
開催状況	3回（4/28、7/12、9/16） 平成22年度教員免許状更新講習の実施について、講習受講者の履修認定に関する判定会議、他

**(20) 大学教育改革支援プログラム推進委員会**

根拠規程	大学教育改革支援プログラム推進委員会規程
主な業務	文部科学省の大学教育改革支援プログラム等に申請する教育改革・改善の取組みを推進する
委員	学長、教務部長、教務副部長、学生支援センター長、学生支援副センター長、キャリアセンター長、当該取組に関する学部長・研究科長および学科専攻の学科長、事務局長および学長が必要と認めた者
開催状況	1回（3/8） 文部科学省平成21年度選定大学教育・学生支援推進事業【テーマB】学生支援推進プログラムにおける点検・評価実施について（概要確認）、平成22年度プログラム実施運営報告（計画と実績）、外部評価委員会実施報告、キャリア支援プログラム推進委員会実施報告、他

**(21) 情報処理担当者会議**

根拠規程	なし
主な業務	情報教育の取組みを推進する
委員	その年度の情報教育科目を担当している教育職員で構成
開催状況	なし

**(22) 公益通報調査委員会**

根拠規程	公益通報に関する規程
主な業務	法令もしくは本学諸規則等に違反する行為またはその恐れがある行為が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図る
委員	学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、学長が指名する学科長および課長、その他学長が必要と認める者
開催状況	なし

**(23) 研究活動不正行為防止委員会**

根拠規程	研究活動の不正行為防止規程
主な業務	研究活動における不正行為の防止および排除のための措置ならびに研究活動における不正行ために起因する問題が生じた場合に、適切に対応する
委員	学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、学長が指名する学科長、その他学長が必要と認める者
開催状況	なし

**(24) 研究倫理審査委員会**

根拠規程	研究倫理審査委員会規程
主な業務	研究倫理規程第11条に基づき、研究実施計画を厳正に審査し、本学教職員の研究活動が高い倫理意識のもと公正に行われるため
委員	学長、事務局長、教務部長、学生支援センター長、図書館長、学長が指名する学部長、学科長3名、学長が指名するハラスメント防止委員会委員2名、庶務課長

開催状況	2回(6/18、7/10) ※書面審査 研究倫理規程第11条に基づく研究倫理審査
------	---

**(25) 教職支援委員会**

根拠規程	教職支援委員会規程
主な業務	教員採用試験にかかわる学生相談に関する業務、教科の指導に関する業務
委員	教職支援センター長、教職支援委員、その他、必要に応じて学長が指名する者
開催状況	4回(4/22、5/27、9/16、12/16) 「大阪教志セミナー」など各府県実施のセミナー参加の志望理由記述および面接に関する指導、教員採用試験対策・状況報告について

**(26) 学長表彰選考委員会**

根拠規程	学長表彰規程
主な業務	各年度または在籍期間の学業成績が優秀である者、課外活動等において他の学生の模範となった者及び団体を表彰することにより、修学意欲の向上及び課外活動の活性化を目的とする
委員	学長が選考委員を任命する。通常、教務部長、教務副部長、学生支援センター長、学生支援副センター長を中心とする教学会の推挙を経て教授会で決定する
開催状況	3回(5/13、11/9、1/13) 「成績優秀賞」「特別賞」「成績特別優秀賞」選考について

**【課題】**

学長のリーダーシップのもと、学則の規定に基づき教授会を開催し、短期大学部の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

また、教育研究上の各種委員会についても整備され、適切に運営されている。

**【4-B. 要約】**

学長は、教授会、学部長学科長会、教学会、課長会議等の学内会議に常時出席し、これらの諸会議において教育研究上の事項を中心として本学運営に関する重要事項を協議決定することによって、本学の運営全般にリーダーシップを十分に発揮しているといえる。

(各会議の概要は以下に示すとおりである。)

特に教学会は学長の諮問機関として、学長より任命された各部(センター)の部長(センター長)および副部長(副センター長)で構成され、本学の教学に関する運営方針を協議する場となっている。

また、従来の教育改革本部会議は平成22年4月から「教育開発推進本部会議」へ改組され、大学改革計画やカリキュラムの検討・策定、FD活動推進などについて検討する学長の諮問的な機関となっている。

**(1) 教授会**

[根拠規程]	学則第50条、第51条、第52条、短大教授会規程
[構成員]	学長、各部の部長・副部長、各センターのセンター長・副センター長および図書館の館長・副館長、短期大学部の専任の教授・准教授・講師、(理事長および事務局長は必要に応じて出席)
[開催頻度]	随時
[概要]	学長は教授会を招集し、その議長となるが、学長は理事長とともに教育・研究など

	の教学に関する重要事項についてすべての専任教育職員に対して説明・報告を行い、その審議を図っている。 教授会における審議事項は学則第 52 条によって、4-B-1-b ②に記載のとおり定められている。
--	--

### (2) 学部長学科長会

[根拠規程]	なし
[構成員]	学長、各部の部長・副部長、各センターのセンター長・副センター長および図書館の館長・副館長、大学院研究科長、大学の各学部長学科長、短期大学部の各学科長、(理事長および事務局長は必要に応じて出席)
[開催頻度]	随時
[概要]	教授会に先立って、学部長学科長会が開催される。教学会での決定事項の報告、研究科および学部学科からの説明・報告などが行われる。

### (3) 教学会

[根拠規程]	教学会規程
[構成員]	学長、各部の部長・副部長、各センターのセンター長・副センター長および図書館の館長・副館長、(理事長および事務局長は必要に応じて出席)
[開催頻度]	毎週木曜日
[概要]	教授会が開催される場合には教授会に先立って開催される、学長の諮問的な組織である。構成員の各部長等は、教務部長・教務副部長(2名)・学生支援センター長・学生支援副センター長(2名)・キャリアセンター長・キャリア副センター長(2名)・入試広報部長・入試広報副部長・エクステンションセンター長・図書館長の13名であり、大学・短期大学部の専任教育職員の中から学長が任命する。 教学に関する事項を中心として大学・短期大学部運営の重要事項は、すべてこの教学会に議題として挙げられ、学長のもとで常に方向性を確認し、必要事項は審議事項として教授会の議題に挙げられる。

### (4) 課長会議

[根拠規程]	なし
[構成員]	理事長、学長、事務局長、各課長および課長代理
[開催頻度]	毎週月曜日
[概要]	事務局各課の課長および課長代理が日常業務の執行状況についての報告および各課への連絡依頼等を行う。また、理事長・学長・事務局長から各課へ指示が出される。学長が課長会議へ毎回出席することによって、教学面と管理運営面の協力体制が機能的に図られている。

### (5) 教育開発推進本部会議(旧 教育改革本部会議)

[根拠規程]	教育開発推進本部規程	
[構成員]	教務部長、教務副部長、教務課長、学生支援センター長、学生支援副センター長、学生支援課長、キャリアセンター長、就職課長、入試・広報部長、入試・広報課長、総務課長、総務課プロジェクトチーム	
[概要]	学長の諮問機関であり、本学の教育活動改善の取組みを推進する。 平成 22 年度の開催状況は次のとおり。	
	開催回数 (開催日)	23 回 (4/26、5/10、5/24、5/31、6/3、6/14、6/28、7/12、7/26、8/30、9/13、9/22、10/7、10/19、10/28、11/18、12/2、12/16、1/20、2/3、2/17、2/24、3/10)
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学改革第 1 次計画の策定および検討、実施などについて</li> <li>・ 教育開発推進本部規程の策定</li> <li>・ 合同研修会の内容等検討</li> <li>・ 学部学科等改組案検討</li> <li>・ 基礎共通教育カリキュラムの検討</li> <li>・ 学生アンケートの改善</li> <li>・ FD 推進についての検討 (学内授業相互参観、授業規律の確立など)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学生、卒業生アンケートの改善</li> <li>・大学改革第1次計画の検証</li> <li>・大学改革第2次計画の策定および検討</li> </ul>
--	--	---

### (6) 教育開発推進本部FD専門部会

[根拠規程]	教育開発推進本部FD専門部会規程	
[構成員]	常務理事が任命する部会長、副部会長、部会員、部会長が選出する部会員	
[概要]		教育開発推進本部規程第1条および第3条を具体化し、企画立案する。 平成22年度の開催状況は次のとおり。
	開催回数 (開催日)	21回(5/18、6/1、6/15、6/29、7/6、7/20、8/18、8/26、9/14、9/21、 10/5、10/12、10/14、10/19、11/16、11/30、12/7、1/11、1/31、3/4、 3/24)
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FD専門部会趣旨説明について</li> <li>・本年度の重点課題について</li> <li>・学生自立支援体制の充実方策について</li> <li>・FD委員会への提案事項の確認について</li> <li>・FD委員会に向けての案件調整について</li> <li>・合同研修会について</li> <li>・合同研修会、大学基礎演習総括について</li> <li>・合同検討会(FD専門部会、FD委員、学科長・コース長)</li> <li>・FD推進における課題、授業アンケートについて</li> <li>・授業公開・参観、授業アンケートについて</li> <li>・授業規律の確立、関西地区FD連絡協議会報告について</li> <li>・授業公開・参観、授業規律の確立について</li> <li>・合同会議(FD専門部会、FD委員、学科長・コース長)</li> <li>・授業公開・参観、授業規律の確立について</li> <li>・仏教の授業評価、第I期リフレクション・ペーパーについて</li> <li>・大学改革(第一次)計画の推進について</li> <li>・授業アンケート、授業心得について</li> <li>・授業アンケート、授業公開・参観のまとめについて</li> <li>・授業心得、授業公開・参観、授業アンケートについて</li> <li>・合同研修会の報告内容(案)について</li> <li>・合同研修会の報告内容について</li> </ul>

#### 【4-B. 改善計画】

今後も、学長のリーダーシップのもと、教学会や教育開発推進本部会議等において、学習成果および3つの方針—「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」「教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)」「入学者受入れの方針(アドミッションポリシー)」—に基づいた協議を重ね、教育研究活動の向上・充実を図り改善していくことにより、本学の教育研究水準の向上を目指す。

【4-B-1備付】学長の履歴書・業績調書

【4-B-2備付】教授会議事録(過去3年)

【4-B-3備付】委員会等の議事録(過去3年)

#### 4-C ガバナンス

4-C-① 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

4-C-①-a 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

4-C-①-b 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見

を述べている。

4-C-①-c 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

【現状】

4-C-①-a

監事は理事会および評議員会へ出席するとともに、各学校への訪問調査を実施し、(平成22年度においては、平成22年4月1日～平成23年3月31日の間、2名により延べ7日、延べ16時間)学校法人の業務および財産の状況について監査を実施し、平成23年5月23日には会計士との意見交換会を実施した。

(1) 財産の状況について

平成22年度決算案、平成23年度予算案および補正予算案他、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

(2) 業務の状況について

各学校における業務監査を執行した。

監査結果は良好であり、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する事実はなかった。

4-C-①-b

監事は学校法人四天王寺学園寄附行為第15条(監事の職務)第1項第6号の規定により、毎回、理事会へ出席する。

平成22年度においては、理事会開催13回中、監事は12回出席している。

4-C-①-c

監事は平成23年5月23日、平成22年度計算書類等の決算関連帳票類および財産管理状況を点検し、理事会および評議員会へ監査報告書を提出している。

監査結果は良好であり、学校法人会計基準に準拠し、財政状態を適正かつ正確に表示している旨を報告した。

また、公認会計士との連携の状況も良好であった旨を報告した。

なお、公認会計士の監査の実施時期および期間は、決算監査が5/13～5/20間の5日、4名延べ16日間、期中監査が8/25～9/3、11/18～12/3、2/3～2/24、3/16～3/29間の各々5日、4名延べ64日間である。

### 監事についての寄附行為上の規定

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄長に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

**【課題】**

今後も、学校法人四天王寺学園寄附行為および関連法令の規定に則った、適正な監査の実施に努める。

**4-C-② 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。**

**4-C-②-a 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。**

**4-C-②-b 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。**

**【現状】**

**4-C-②-a**

学校法人四天王寺学園寄附行為第19条（評議員会）第2項の規定により、評議員会は23人以上28人以内の評議員をもって組織するとされている。（平成22年度の評議員数は26人である。）

また、同寄附行為第5条（役員）第1項第1号により、理事は8人以上11人以内と規定されている。（平成22年度の理事数は9人である。）

よって、私立学校法第41条（評議員会）第2項「評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもって、組織する。」の規定を満たしている。

**4-C-②-b**

**私立学校法**

第42条 次の掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (7) その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる。

学校法人四天王寺学園寄附行為第21条（諮問事項）において、次のように同様に定め、運営している。

**学校法人四天王寺学園寄附行為**

**（諮問事項）**

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更

- |  |
|--|
| (5) 合併<br>(6) 目的たる事業の成功の不能による解散<br>(7) 寄附金品の募集に関する事項<br>(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの |
|--|

### 評議員会開催状況（平成 22 年度）

開催年月日	議事内容	出席評議員数 (定数 26)	出席監事数 (定数 2)
H22. 5. 25	平成 21 年度事業報告及び決算承認の件	26 (10)	1
H22. 7. 26	四天王寺学園小学校隣接の土地・建物取得について	25 (11)	1
H22. 10. 25	平成 22 年度第 1 回補正予算案について	26 (9)	1
H23. 3. 25	平成 23 年度四天王寺学園事業計画並びに予算について、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部学科等改編について(平成 24 年度)、他	25 (9)	2

(カッコ内の数字は書面表決状提出による内出席数)

#### 【課題】

評議員会は学校法人四天王寺学園寄附行為および関連法令の規定に基づいて開催され、理事会の諮問機関として適切に運営されている。

#### 4-C-③ ガバナンスが適切に機能している。

- 4-C-③-a 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- 4-C-③-b 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- 4-C-③-c 年度予算を適正に執行している。
- 4-C-③-d 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- 4-C-③-e 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- 4-C-③-f 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- 4-C-③-g 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- 4-C-③-h 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- 4-C-③-i 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- 4-C-③-j 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

#### 【現状】

本法人において、平成 27 年度までの短期大学部および併設大学全体の中長期計画を基として毎年度の予算案および事業計画を立案している。事業計画および予算決定に至る過程として、11月に各部署に予算立案を依頼し、予算執行責任者である各課長のもと、年間の計画を立て予算計画および事業計画を立案する。その後、予算の原案を作成し、局長・常務理事のもとヒアリングを行い、再計画予算を1月末までに提出し、経理課内で取り纏

め全体のバランスを計る。2月には新予算および事業計画を立て、3月の評議員会、理事会の審議を経て決定される。その後、4月1日付けで各部署へ理事長名で業務目的別予算額が配賦される。

本学は学校法人会計基準の計算体系に基づく形態別予算と、経費を中心とした業務目的別予算の2種類の予算、決算を編成しており、各部署には目的別予算の予算書を理事長名で配賦する。予算執行について、予算内で3,000万円以上の事業および重要事項については理事長決裁により、10万円以上、3,000万円未満の場合は常務理事決裁、10万円以下の場合は各課長決裁によって執行される。決裁の終わったものについては、証憑として必要書類とともに経理課へ回付され、回付を受けた経理課では、証憑書類の確認を行った後、学校法人会計基準に基づく「部門」「勘定科目」の設定を行い執行する。また、月毎に各部署から執行状況の報告書、年度末には事業報告書を提出することを義務付けている。各部署で執行状況を捉えることにより、次年度への予算等の編成に役立てることができ、執行明細書の提出により内容の把握が容易に捉えることもできる。

資金等の保有と運用については、学校法人全体での課題であり、寄附行為および平成21年度に見直しを行った「資金運用規程」に基づき経営に必要な収益および安全性を重視した長期的な資産運用を行っており、本学の貸借対照表の状況としては、資産は年々増加して順調である。また、消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率の各数値に大きな問題は見当たらず健全な経営状態といえる。

会計監査については、毎回公認会計士4名が来学し、監査基準に基づく伝票、総勘定元帳、試算表等により収入・支出、資産関係について監査される。重要な支出については稟議書との整合性および伝票の照合も実施されている。また、平成20年度からは監事の監査を年7回行い、期末(期中)監査終了後には会計監事監査を行っており、会計監事監査実施後には公認会計士との意見交換会を行い両者の連携を深めている。この監査を通じて、学校法人会計基準の改正にも対処し、適切な会計処理を行っている。

情報公開法の施行に伴い、私立大学においても財務情報などの公開と説明責任の必要性が求められている。本学では、昭和62年度から(納付金改定の都度必要に応じて)開示をしており、平成7年度から請求のある者に対しては事務局に備えつけている財務諸表を開示している。また、平成15年度からホームページで消費収支計算書・貸借対照表を掲載し、平成17年度に「公開文書管理規程」を作成し、「公開文書取扱要領」に即して執行している。平成19年度からは資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録・事業報告書・監事監査報告書の掲載をしている。

#### 【課題】

中・長期計画に沿った運営を行うためにも、学生数の充足を確保し、収入の安定化を図ることが必要である。そのために、学生、保護者、企業等のニーズを把握し、教育の充実と魅力ある学校づくりに取り組み、その内容を明確に中・長期計画に反映させることが重要である。また、計画した予算に則り適正な運営を行うため、各部署で予算案および事業計画を作成する段階から綿密な年間計画の策定し、執行をすることを求めていく。

日常的な出納業務の迅速化と適正な事務処理を図るため、経理課員だけでなく各部署の担当者が、予算執行に係る業務全体を把握することが重要である。そのために、業務水準

の向上を目的とした経理事務研修会等を開催し、より効率的な業務体系を確立したい。

その他、現在は寄附金・学校債の募集を行っていないが、今後は休止状態にあった同窓会を平成21年度より新たに立ち上げた「四天王寺大学同窓会」との関係を密にし、聖徳太子の仏教精神に基づく会員相互の交誼をもって、本学の発展に寄与されるような取組みを行う。

#### 【4-C. 要約】

以上のように、私立学校法および学校法人四天王寺学園寄附行為等の関連規定に従って、監事は適切に業務を行い、評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営している。

また、事業計画策定や予算の管理・執行についても適切に行い、学校教育法施行規則、私立学校法等の規定に基づき、教育情報および財務情報の公表もホームページ等で適切に実施している。

#### 【4-C. 改善計画】

今後も、私立学校法、学校教育法施行規則および学校法人四天王寺学園寄附行為等の関連規定に則った、適切な学校法人および短期大学部運営に努める。

【4-C-1備付】監事の監査状況（過去3年）

【4-C-2備付】評議員会議事録（過去3年）

#### 4-◇ 基準Ⅳについての特記事項

4-◇-① 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし。

4-◇-② 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

**【基準 4. 要約】**

本学においては学校法人四天王寺学園寄附行為第 3 条および四天王寺大学短期大学部学則第 2 条に定められた本学の目的達成に向け、学校教育法、私立学校法等の諸法令に基づき、理事会、監事、評議員会および教授会等の管理運営体制を寄附行為および学則等に規定し、法令および規程に則った適切な運営を行っている。

管理運営に関わる役員等の選任についても、関連法令に則って、寄附行為に明確に定められており、規定に従って実施されている。

また、学園および短期大学部の事業計画策定、予算執行等についても諸規程に従って適切に行われている。

管理部門と教学部門との連携についても、法人を代表する理事長と教学部門のトップである学長の双方の強力なリーダーシップのもと、教職員の相互協力によって適切に保たれている。

**【基準 4. 行動計画】**

今後も、学校教育法、私立学校法等の諸法令、および学校法人四天王寺学園寄附行為、四天王寺大学短期大学部学則等の諸規程に基づいた適切な学園および短期大学運営に努める。